

国立大学法人大阪大学総長選考会議(第 49 回)議事要旨

【開催日】

令和 4 年 3 月 3 日(木) 16 時 25 分～19 時 10 分

【場 所】

WEB 会議

【出席者】

鈴木議長、井野瀬委員、大石委員、鳥井委員、村尾委員、米田委員、有川委員、今里委員、岡田委員、関野委員、竹村委員、馬場口委員 金田委員、田中委員、三成委員

【議事概要】

1. 総長の業績評価について

(1) 総長による業務執行状況の説明

(2) 総長に対する質疑応答

西尾総長から、総長任期 1 期目の 6 年間(平成 28 年 8 月 26 日～令和 3 年 8 月 25 日)における業務実績及び総長任期 2 期目の開始から業績評価実施時までの間(令和 3 年 8 月 26 日～令和 4 年 1 月)における業務執行状況について、資料 2-2 に基づき説明があり、続いて質疑応答を行った。

(3) 監事との意見交換

監事から、総長の業務執行状況について、資料 2-3 に基づき情報提供があり、続いて意見交換を行った。

(4) 総長選考会議による業務執行状況の確認

議長から、今回の業績評価の取りまとめと公表に係るスケジュールについて、資料 2-4 に基づき説明があった。

2. 総長選考会議における今年度中の検討課題について

議長から、総長の問題行為等について監事から報告があった場合の対応等について、資料 3-1 に基づき説明があった後、審議を行った。その結果、次の①から④の方針とすることを確認した。

①監事から問題行為等の報告があったとき及び総長選考・監察会議がその他に必要と認めるときには、総長の職務の執行状況について確認を行うものとする。

②上記①の確認の結果不正行為、法令違反の事実、職務上の義務違反又は不当な事実があると認めるときは、「助言」又は「勧告」を行うものとする。なお、当該不正行為等が軽微なものの場合は助言を、軽微であるとは言えないものは勧告を、それぞれ行うこととし、具体的な当てはめについては、当該問題行為等の性質、程度及び大学運営に与える影響等の諸要素を勘案して個別のケースに応じて判断するものとする。

③助言又は勧告を行った後、一定期間の経過後にその改善又は是正の状況について確認するものとする。

④助言又は勧告を行った場合、原則としてこれを公表するものとし、例外として個人や法人（国立大学法人大阪大学を除く。）の権利利益などを害するおそれがあるなど正当な理由がある場合に限り、全部又は一部を非公開とすることができるものとする。

続いて、上記方針に基づく総長選考会議規程の改正案について、資料 3-3 に基づき説明があり、後日書面審議を行い決定することとした。

（※令和 4 年 3 月 4 日から 3 月 11 日に書面審議を実施し、一部修正の上、規程改正を承認した。）

3. その他

有川議長代理から、令和 4 年 2 月 16 日に開催された教育研究評議会において、総長選考・監察会議委員の選出に関する依頼を行い、意見交換を行ったことについて報告があった。